

協同組合グリーンモール等に対する再生支援の完了について

2017年6月30日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2016年9月2日に株式会社地域経済活性化支援機構法第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めて参りましたが、その再生に一定の目途が立ち、かつ、実務面での引継が全て終了したことから、本日、当該再生支援決定に係る全ての業務を完了することといたしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

協同組合グリーンモール、株式会社グリーンフード、株式会社グリーンモール
及び有限会社ジーエム

注：協同組合グリーンモールは、2016年11月1日付で、株式会社に組織変更すると同時に、商号を株式会社江津グリーンモールに変更しております。

2. 債権額等

機構は、関係金融機関等から株式会社江津グリーンモールに対する元本1,407百万円の債権を買取り、事業再生計画及び機構の処分決定に基づき、本日付でその一部の弁済を受けると共に当該弁済後の残額について債権放棄を行いました。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整及び債権買取りを行うことで、再生支援対象事業者の支援を行いました。

※公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善し、その再生に資するものであると考えられるため公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上